

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）	1
二	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号）（抄）	2
三	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	5
四	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）（抄）	6

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）

（交付税の総額）

第六条 略

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十、消費税の収入見込額の百分の十九・五並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

（普通交付税の額の算定）

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額－当該地方団体の基準財政需要額×（財源不足額の合算額－普通交付税の総額）／基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額）

3 総務大臣は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。

但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

4～6 略

(基準財政需要額の算定方法)

第十一条 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

(減額し、又は返還された交付税の額の措置)

第二十条の三 略

2 第十九条第二項から第五項まで、前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、すでに交付した交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付させた場合においては、その返還され、又は納付された額は、当該返還され、若しくは納付された年度の翌年度又は翌翌年度において、第六条第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の総額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の総額に算入する。

○ 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第八十三号)(抄)

附 則

(臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費の基準財政需要額への算入)

第二条 令和五年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新法」という。)第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一	臨時経済対策費		人口	一人につき 九五〇 円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、臨時経済対策費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二 臨時財政対策のため平	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法	千円
市町村	一 臨時経済対策費 二 臨時財政対策債償還基金費  人口 臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	一人につき 千円につき  九五〇 円 二
	二 臨時財政対策債償還基金費  臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき  二

成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができるとされた地方債の額

- 律第二十四号) 第三条の規定による改正前の地方財政法(昭和二十三年法律第九号) 第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
- (2) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
- (3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額
- (4) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号) 第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
- (5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度か

	<p>ら平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十条の五の二第一項の規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十条の五の二第一項の規定により令和二年度から令和四年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>	
--	---	--

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（歳入及び歳出）

第二十三条 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 地方法人税の収入

- ロ 一般会計からの繰入金
  - ハ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金
  - ニ 地方揮発油税、森林環境税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、特別法人事業税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別とん税の収入
  - ホ 一時借入金の借換えによる収入金
  - ヘ 附属雑収入
- 二 歳出
- イ 地方交付税交付金（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）による地方交付税の交付金をいう。以下同じ。）及び地方譲与税譲与金（地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）による地方揮発油譲与税の譲与金、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による森林環境譲与税の譲与金（以下「森林環境譲与税譲与金」という。）、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）による石油ガス譲与税の譲与金、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による特別法人事業譲与税の譲与金、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）による自動車重量譲与税の譲与金、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）による航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）による特別とん譲与税の譲与金をいう。）並びにこれらに関する諸費
  - ロ 一時借入金の利子
  - ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子
  - ニ 附属諸費

○ 地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）（抄）

附 則

(公庫債権金利変動準備金等の帰属)

第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行され、いと認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。